



島根県報

令和6年9月17日（火）

第 5 5 0 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (産 業 振 興 課) 2

【告 示】

地籍調査の成果の認証 (用 地 対 策 課) 3

公布された条例等のあらまし

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第44号）

1 規則の概要

設備機器の使用料の新設（別表第1関係）

(1) 島根県産業技術センター

設備機器の種類	使用料の額
無機材料関連機器	
走査プローブ顕微鏡	1時間につき 1,610円
有機材料関連機器	
小型真空成形機	1時間につき 50円
示差走査熱量測定装置	1時間につき 980円
射出成形機（80トン）	1時間につき 1,480円
電子・電気関連機器	
AI構築・汎用GPUワークステーション	1時間につき 50円
ポータブルスペクトラムアナライザ	1時間につき 200円

(2) 島根県産業技術センター浜田技術センター

設備機器の種類	使用料の額
窯業関連機器	
万能試験機（25キロニュートン）	1時間につき 410円

2 施行期日

令和6年11月1日から施行することとした。

規 則

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月17日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第44号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

熱衝撃試験機	1時間につき	510円
--------	--------	------

を

「

熱衝撃試験機	1時間につき	510円
走査プローブ顕微鏡	1時間につき	1,610円

に、

「

小型二軸混練押出機	1時間につき	2,200円
-----------	--------	--------

を

小型二軸混練押出機	1時間につき	2,200円
小型真空成形機	1時間につき	50円
示差走査熱量測定装置	1時間につき	980円
射出成形機（80トン）	1時間につき	1,480円

に、

高抵抗率計	1時間につき	50円
-------	--------	-----

を

高抵抗率計	1時間につき	50円
A I 構築・汎用GPUワークステーション	1時間につき	50円
ポータブルスペクトラムアナライザ	1時間につき	200円

に改め、同表の2の表中

熱機械分析装置	1時間につき	270円
---------	--------	------

を

熱機械分析装置	1時間につき	270円
万能試験機（25キロニュートン）	1時間につき	410円

に改める。

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

告 示

島根県告示第579号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年9月17日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
江津市	令和2年度～5年度	16枚	1冊	有福温泉2区	令和6年9月5日
大田市	令和4年度～5年度	55枚	2冊	久手 ^①	令和6年9月5日